

株 主 各 位

東京都千代田区内神田三丁目2番8号
ビープラッツ株式会社
代表取締役社長 藤 田 健 治

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午後1時
（受付開始時間は午後0時30分）
2. 場 所 東京都千代田区内神田三丁目4番11号 サニー南神田ビル
サニー貸会議室 201
3. 目的事項
報告事項 第12期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内
容の決定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bplats.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添 付 書 類)

事業報告

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種政策の効果等を背景に企業収益や雇用情勢の改善が進み、景気は緩やかな回復基調が続いております。

当社を取り巻く事業環境としては、製造業を中心に「モノのインターネット化」であるIoT（Internet of Things、以下「IoT」という。）の本格的な立ち上がり 가속してきており、加えて、クラウド業界、通信業界を含め、様々な業界のサブスクリプション型ビジネスが活性化してきているものと認識しております。当社においても、IoT分野の伸長がめざましく、分野別売上の変遷において、前年同期比140.3%増と、当社内の他分野と比べ突出した成長がみられます。また、サブスクリプション事業の分野別売上高の構成においても、前事業年度においてはIoT分野18.5%、クラウド分野42.5%、通信分野36.9%、その他2.1%となっておりますが、当事業年度においてはIoT分野37.4%、クラウド分野33.0%、通信分野27.6%、その他2.0%と変質しており、わが国におけるIoT市場の高まりに、当社も後押しされる形となっているものと考えております。

このような環境の中、当社は主力製品であるBplats®の新エディション「Bplats® Platform Edition」の販売を平成29年6月より開始しました。この新エディション「Bplats® Platform Edition」は、当事業年度における新規顧客の初期費用、初期開発費用等の売上高において60.8%を占める等、新規顧客の獲得を含め順調な立ち上がりとなりました。同時に企業運営基盤の強化にも引き続き取り組み、開発の効率化による売上原価低減も進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は561,148千円（前年同期比11.1%増）となり、営業利益は46,624千円（前年同期は29,619千円の営業損失）、経常利益は51,764千円（前年同期は29,215千円の経常損失）、当期純利益は40,469千円（前年同期は30,653千円の当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、101,348千円であります。当社製品「Bplats®」の機能強化と信頼性の更なる向上を目的とした設備投資であり、その主な内容はソフトウェア開発による投資99,242千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は平成29年9月20日に第三者割当てによる新株式を発行し、これにより100百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① IoTによる産業構造の変化と、それに対する当社への期待貢献

当社をとりまく経営環境について、当社では、IoTによって各種メーカーの事業に、1. メーカーとエンドユーザーがサービスによって直接繋がる、2. このため、メーカーが決済機能を有する必要が生じる、3. これらメーカーとエンドユーザーの関係性の変化にその特性が合致する、サブスクリプション型ビジネスへの転換が更に進むという3つの構造的な変化がもたらされるものと想定しております。当社製品「Bplats®」はこれらの変化に追従可能なプラットフォームとして稼働実績を有しておりますが、今後より多くのニーズと顧客事業規模の拡大に追従するため、機能の強化と信頼性の更なる向上のために製品開発に積極的な投資を行う必要性があることを対処すべき課題と認識しております。

② 拡大する市場に対する対応

わが国においては、平成29年6月に閣議決定された新たな成長戦略である「未来投資戦略2017」において「第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット、シェアリングエコノミー等）」が掲げられております。当社のサブスクリプション事業の分野別売上高の構成は、当事業年度においてIoT分野37.4%、クラウド分野33.0%、通信分野27.6%、その他2.0%となっており、わが国におけるIoT市場の高まりに、当社も後押しされる形となっているものと考えております。このような経営環境のもと、当社「Bplats®」への潜在的なニーズは更に高まるものと認識しており、それら潜在したニーズに当社の認知度や市場への浸透力が対応しうるか、また、顕在化したニーズに対し商品力の強化・稼働環境の堅牢化や安定化が追従しうるか、ということが対処すべき課題と認識しております。

③ データ流通に対する取り組み

クラウド上に蓄積されたビッグデータをどう流通しビジネスとしていくか、その管理や決済を含む仕組み作りのニーズが今後高まっていく経営環境となるものと当社は想定しております。既に当社製品「Bplats®」では、クラウドコンピューティングのみならず、その上で蓄積されたビッグデータの売買にも対応できる機能を備えておりますが、黎明期にあるこの市場のニーズは、実現手段としての機能のみならず、むしろ、無形のデータに対する値付けのルール等、より前段階のビジネス設計のための啓蒙的なニーズが非常に高いものと認識しております。当社は、これまで顧客と蓄積してきた先行的な知識をフィードバックし、これら新たな市場の拡大を加速する役割を期待されていることを対処すべき課題として捉えており、商品・サービスの価格決定スキーム等に表示される「プライシングサイエンス」の研究概念を提唱し、各教育・学術機関と協力して取り組みを進める経営方針を有しております。

④ Fintechのうち決済機能の強化

当社製品「Bplats®」では、流通される商品に最大約1万項目のパラメータを設定し、1通貨単位以下で精緻に料金を算出できる機能を有しており、既に様々な顧客、特にクラウドコンピューティングの領域において利用されております。一方、現在当社が提供する決済手段においては、最低の取引単位が1通貨（1円）単位となるため、それ以下の計算結果は丸め処理を行っております。今後、仮想通貨の更なる普及等を背景に、1通貨単位を下回る取引（マイクロペイメント）や、実通貨以外の決済ニーズが高まってくる経営環境となるものと当社では想定しており、これらの領域を機能として取り込んでいく必要性を対処すべき課題として認識しております。

⑤ 製品開発への積極的な投資

経営方針として、製品開発に対する積極的な投資による、製品の高付加価値化、新製品の開発を進めてまいります。当社事業の根幹となる製品開発に対する投資は、製品の高付加価値化をもたらし、より多くの顧客を獲得するとともに、製品単価の向上等、より良好な収益構造の構築を可能にするものであり、既に顕在化しているニーズに対応するのみならず、更なる当社事業域の拡大を目指すものであります。

⑥ 主要事業領域での顧客数の増大・売上伸長

IoT、クラウド、通信の3つの主要事業領域において、既存事業の強化に加えて、AWSモジュール（Amazon Web Services, Inc.の製品とBplats®の連携モジュール）、SORACOMモジュール（株式会社ソラコム製の製品とBplats®の連携モジュール）等、業態特化型サービスの開発・投入を更に進めていくことで、顧客数・売上高の安定的かつ持続的な成長を目指して、事業を進めてまいります。

⑦ 戦略提携を通じた拡販力の強化

成長における時間効率とダイナミズムを実現するため、戦略提携を強化する方針であります。パートナー戦略（販売協力・OEM）を推進しているほか、パートナーと協力した海外市場への積極的な展開も目指してまいります。

⑧ 当社市場の更なる拡大

「Bplats®」は利用モデルや業種に捉われることなく活用していただけるシステムとなっており、「所有から利用へ」というサブスクリプション型のビジネスが、多くの産業において新しいビジネスの潮流となるなか、規制緩和が進む電力、ガスといった利用量課金型のサービス、また、シェアオフィスやカーシェアリング等に代表される「シェアリングエコノミー」型ビジネス、レンタルサービス、会員制サービス等、今後更に多くの分野でも「Bplats®」の採用が市場で拡大することを当社は期待しております。

⑨ システム技術・インフラの強化

当社が提供するプラットフォームビジネスは、お客様の契約情報、課金情報等を一元的に管理する目的から、システムの安定的な稼働及びクラウドサービスやIoT等の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対し、当社ではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じ他社が提供するサービスを利用し、技術革新にも迅速に対応できる体制構築に努めてまいります。

⑩ 海外市場への展開

当社は、国内のみならず、今後IoT等を中心にサブスクリプション市場の拡大が見込まれる海外市場にいち早くプラットフォームを提供することが重要な課題であると考えております。現在、当社のプラットフォームを用いた日本国内企業の海外事業展開を実現させております。当社では、今後もより一層の事業拡大を実現させるべく、事業拡大に応じた内部体制の更なる強化、人員の確保及び育成を行い海外市場への更なる展開を行ってまいります。

⑪ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社の企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。組織体制につきましては、国内及び海外にて事業拡大に応じた内部体制の更なる強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第9期 (平成27年3月期)	第10期 (平成28年3月期)	第11期 (平成29年3月期)	第12期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売 上 高 (千円)	248,749	363,739	505,155	561,148
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	6,934	15,929	△29,215	51,764
当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	3,499	12,302	△30,653	40,469
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	3.70	13.00	△32.40	41.35
総 資 産 (千円)	198,646	294,134	348,066	476,745
純 資 産 (千円)	115,700	128,002	97,349	237,819

(注) 当社は、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業 区 分	主 要 製 品
サブスクリプション事業	Bplats® Platform Edition、Bplats® Channel Edition

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区内神田三丁目2番8号
九州開発センタ	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 北九州テレワークセンター

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
41名	3名減	35.2歳	2.87年

(注) 従業員数にはパートタイム従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入残高(千円)
株式会社みずほ銀行	61,855
株式会社三井住友銀行	30,542

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、平成30年4月4日に同取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	4,000,000株
(2) 発行済株式の総数	1,009,480株
(3) 株主数	24名
(4) 大株主	

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
Globis Fund III, L.P.	247,820	24.55
東京センチュリー株式会社	160,000	15.85
藤田健治	144,000	14.26
篠崎明	88,000	8.72
宮崎琢磨	88,000	8.72
Globis Fund III (B), L.P.	69,700	6.90
株式会社Showcase Capital	40,000	3.96
NVCC8号投資事業有限責任組合	40,000	3.96
株式会社ネットワークド	32,820	3.25
Growth Tree Ltd.	20,000	1.98

(注) 自己株式は保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成29年9月20日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式8,574株につき普通株式9,380株、B種優先株式1,020株につき普通株式1,020株を交付しております。また、その後平成29年9月20日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。これにより発行済株式総数は、普通株式30,400株、A種優先株式3,926株、B種優先株式13,780株となっております。
- ② 平成29年9月20日付で、普通株式の有償第三者割当を実施しております。
割当先 東京センチュリー株式会社 (2,000株)
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円

- ③ 平成29年11月1日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。また、その後平成29年11月14日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。これにより発行済株式総数は、普通株式50,474株となっております。
- ④ 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は959,006株増加し、発行済株式総数は1,009,480株となっております。
- ⑤ 平成29年11月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年11月30日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。
- ⑥ 平成29年11月14日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成24年12月26日	平成26年6月25日
新株予約権の数		1,260個	1,270個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,200株 (注)1	普通株式 25,400株 (注)1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 14,500円 (1株当たり 725円) (注)1	新株予約権1個当たり 14,500円 (1株当たり 725円) (注)1
権利行使期間		平成26年12月29日から 平成33年12月25日まで	平成28年6月28日から 平成36年6月24日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 4人 (注)3	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 4人 (注)3
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		平成28年3月23日	平成29年3月15日
新株予約権の数		2,015個	510個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,300株 (注)1	普通株式 10,200株 (注)1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 17,000円 (1株当たり 850円) (注)1	新株予約権1個当たり 26,000円 (1株当たり 1,300円) (注)1
権利行使期間		平成30年4月1日から 平成38年3月22日まで	平成31年3月18日から 平成39年3月14日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,200個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 4人 (注)3	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1人 (注)3
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

(注) 1. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。
- ② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします(ベスティング方式)。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可能とします(ベスティングにて発生する端数は切り上げます。)
- ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

3. 取締役のうち1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものとなります。

(2) 当事業年度において当社使用人等に対して交付した新株予約権等の内容の概要

		第5回新株予約権
発行決議日		平成29年9月15日
新株予約権の数		295個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,900株 (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 2,500円) (注) 1
権利行使期間		平成31年9月21日から 平成39年9月14日まで
行使の条件		(注) 2
使用人への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 295個 目的となる株式数 5,900株 交付者数 19人

(注) 1. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「関係会社」を意味します。以下同じ。）の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。但し、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。）、また、定年により退職した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。）、その他当社が正当な理由のある場合と認めた場合にはこの限りではありません。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとします。
- ② 新株予約権者は、当社発行の普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 権利行使可能期間において毎年度の権利行使することのできる新株予約権の数は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日後1年を経過する日までは付与された新株予約権数の1/3を限度とし、その後も1年を経過するごとに1/3ずつ権利行使することのできる新株予約権の限度が増加していきます（ベスティング方式。なお、ベスティングにて発生する端数は切上げます。）。
- ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	重要な兼職状況
代表取締役社長	藤 田 健 治	
取締役副社長	篠 崎 明	
取 締 役	宮 崎 琢 磨	
取 締 役	花 輪 正 一	
取 締 役	澤 田 脩	本多通信工業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	斉 藤 純 一	
監 査 役	平 田 幸一郎	平田公認会計士事務所 所長 株式会社エンバイオ・ホールディングス 社外監査役
監 査 役	田 中 裕 幸	田中法律会計税務事務所 所長 スパークス・グループ株式会社 社外監査役 株式会社ユーザーローカル 社外監査役

- (注) 1. 平成29年6月29日開催の第11回定時株主総会において、花輪正一氏、澤田脩氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役澤田脩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役澤田脩氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
4. 監査役平田幸一郎氏、田中裕幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役平田幸一郎氏は、公認会計士として、財務経理に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役田中裕幸氏は、公認会計士として、財務経理に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
今 野 穰	平成29年9月15日	社外取締役 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ パートナー
照 沼 大	平成29年9月15日	社外取締役 日本ベンチャーキャピタル株式会社 執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬の額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5 名 (1)	66,360千円 (900)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (2)	9,600千円 (2,400)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8 名 (3)	75,960千円 (3,300)

- (注) 1. 平成29年9月15日をもって辞任した取締役2名は無報酬のため除いております。
2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
- a. 取締役 澤田脩氏の兼務先である本多通信工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 - b. 取締役 今野穰氏の兼務先である株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズは当社の大株主であります。
 - c. 取締役 照沼大氏の兼務先である日本ベンチャーキャピタル株式会社は当社の大株主であります。
 - d. 監査役 平田幸一郎氏の兼務先である平田公認会計士事務所及び株式会社エンバイオ・ホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。
 - e. 監査役 田中裕幸氏の兼務先である田中法律会計税務事務所、スパークス・グループ株式会社及び株式会社ユーザーローカルと当社との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	澤 田 脩	平成29年6月の就任後、開催された取締役会12回のうち12回に出席し、他社での豊富な役員経験に基づく発言に加え、独立的な立場で監督、提言を行っております。
社外取締役	今 野 穰	平成29年9月の辞任までに開催された取締役会7回のうち7回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	照 沼 大	平成29年9月の辞任までに開催された取締役会7回のうち7回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	平 田 幸一郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回に出席し、社外役員の豊富な経験に基づく発言に加え、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	田 中 裕 幸	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回に出席し、社外役員の豊富な経験に基づく発言に加え、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16百万円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

コンフォートレター作成業務 2百万円

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するために、各種規程類を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、当社は平成29年9月度の取締役会にて以下の内容を含む「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「コンプライアンス規程」等の行動規範を制定し、法令遵守及び社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。
- b. 研修及びマニュアルの作成・配布等を行い、役職員に対しコンプライアンスの知識の向上に努めております。
- c. 監査役による取締役の業務執行の監視に加え、内部監査担当者による、コンプライアンス体制の調査、使用人の職務の遂行に関する状況の把握・監査等を行い、代表取締役社長及び取締役会に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- a. 「文書管理規程」に基づき書面及び電磁的媒体にて作成、保存、管理しております。
- b. 法令や社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存しております。
- c. 監査役及び会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社では、リスク管理体制として、サービスの品質、情報セキュリティ、労務その他法令遵守等事業活動上のリスクについて、リスク管理を行っております。リスク管理体制については、代表取締役社長及び各部長が日常業務を通じて潜在リスクの有無を想定、また、顕在化しているリスクについてはこの影響を分析し、取締役会において必要な対応策を検討するという体制となっております。
- b. 代表取締役社長が指名する内部監査担当者が各部門の業務の遂行状況を確認する内部監査において、リスク把握の状況及び対応の妥当性について確認しております。同内部監査においてはその職能に足る者を選任しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談、確認する等行っております。
- c. 内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。
- d. 各担当部署はその担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。また、自部門の業務の適正又は効率的な遂行

を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施しております。

- e. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、各種会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催しております。
 - b. 事業計画を定めると共に取締役間で共有し、会社として達成すべき業績目標及び評価方法を明確化し、当該目標の達成に向けて各部門と共に効率的な達成方法を定めております。
 - c. 計画に対する進捗は定時の取締役会にて報告・検証・分析し、全社的な業務効率の向上に努めております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役が求めた場合、必要な人員を配置できるものとしております。
 - b. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
 - c. 当該使用人の人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとしております。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を与える事項を発生させるとき、発生するおそれがあるとき、取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役へ報告すべきと認めた事項が生じたときは、速やかに監査役に報告することとしております。
 - b. 監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしております。
- ⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役はいつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。
 - b. 代表取締役社長は、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
 - c. 取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。
 - d. 監査役は内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等も実施しております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図っております。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力排除マニュアル」に則り、取引等の一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していきます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当社は、社内共有サーバにコンプライアンス規程等を保存して、役職員に対して周知を行い法令遵守意識の定着に努めております。
- ② 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ③ 監査役は、取締役会及び経営会議の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役社長との間で意見交換を行っております。
- ④ 監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、監査における状況または課題について定期的に意見交換を行っております。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3 月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	293, 316	流動負債	204, 955
現金及び預金	116, 869	買掛金	22, 897
売掛金	158, 277	1 年内返済予定の長期借入金	65, 762
貯蔵品	51	未払金	29, 885
前払費用	14, 867	未払費用	20, 022
その他	3, 249	未払法人税等	15, 646
固定資産	183, 429	預り金	8, 008
有形固定資産	11, 440	前受収益	30, 197
建物	8, 327	その他	12, 535
工具、器具及び備品	3, 112	固定負債	33, 971
無形固定資産	158, 330	長期借入金	26, 635
ソフトウェア	134, 419	繰延税金負債	1, 207
ソフトウェア仮勘定	23, 910	資産除去債務	6, 129
投資その他の資産	13, 658	負債合計	238, 926
長期前払費用	36	(純 資 産 の 部)	
その他	13, 622	株主資本	237, 819
		資本金	352, 300
		資本剰余金	222, 300
		資本準備金	222, 300
		利益剰余金	△336, 780
		その他利益剰余金	△336, 780
		繰越利益剰余金	△336, 780
		純資産合計	237, 819
資産合計	476, 745	負債・純資産合計	476, 745

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		561,148
売上原価		192,384
売上総利益		368,764
販売費及び一般管理費		322,139
営業利益		46,624
営業外収益		
受取利息	0	
補助金収入	7,362	
その他	314	7,677
営業外費用		
支払利息	1,537	
支払保証料	365	
株式交付費	400	
その他	234	2,537
経常利益		51,764
税引前当期純利益		51,764
法人税、住民税及び事業税		11,424
法人税等調整額		△129
当期純利益		40,469

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31 日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資 本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	302,300	172,300	172,300	△377,250	△377,250	97,349	97,349
当期変動額							
新株の発行	50,000	50,000	50,000			100,000	100,000
当期純利益				40,469	40,469	40,469	40,469
当期変動額合計	50,000	50,000	50,000	40,469	40,469	140,469	140,469
当期末残高	352,300	222,300	222,300	△336,780	△336,780	237,819	237,819

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

10～15年

工具、器具及び備品

3～5年

(2) 無形固定資産

① 自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法支出時の費用として処理しております。

② 市場販売目的ソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時の費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末は回収不能見込額が発生しなかったため、残高はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用として計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

14,241千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末株 式数 (株)
普通株式	20,000	989,480	—	1,009,480
A種優先株式	12,500	—	12,500	—
B種優先株式	14,800	—	14,800	—
合計	47,300	989,480	27,300	1,009,480

(注) 1. 当社は、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の株式数の増加のうち、2,000株は第三者割当増資、28,474株はA種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使による普通株式の交付、959,006株は株式分割によるものであります。

3. A種優先株式の株式数の減少12,500株は、A種優先株式株主の株式取得請求権の行使により取得した自己株式の消却によるものであります。

4. B種優先株式の株式数の減少14,800株は、B種優先株式株主の株式取得請求権の行使によ

り取得した自己株式の消却によるものであります。

5. 当社は平成29年11月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	3,727千円
未払費用	560 "
未払事業税	1,647 "
繰越欠損金	85,396 "
資産除去債務	1,876 "
減価償却超過額	6,452 "
その他	37 "
繰延税金資産小計	99,698千円
評価性引当額	△99,698 "
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	1,207千円
繰延税金負債合計	1,207千円
繰延税金負債純額	1,207千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の債務不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、当社管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(１) 現金及び預金	116,869	116,869	—
(２) 売掛金	158,277	158,277	—
資産計	275,147	275,147	—
(１) 買掛金	22,897	22,897	—
(２) 未払金	29,885	29,885	—
(３) 未払法人税等	15,646	15,646	—
(４) 長期借入金(※)	92,397	92,566	169
負債計	160,827	160,996	169

(※) 長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(１) 現金及び預金、(２) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(１) 買掛金、(２) 未払金、(３) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(４) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注２) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金及び預金	116,869	—	—	—
売掛金	158,277	—	—	—
合計	275,147	—	—	—

(注３) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	65,762	26,635	—	—	—	—
合計	65,762	26,635	—	—	—	—

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	東京センチュリー株式会社	東京都千代田区	34,231,000	賃貸事業、割賦販売業、営業貸付業、その他の事業	(被所有)直接15.9	業務提携	増資の引受(※1)	100,000	—	—
							ソフトウェア開発受託当社システム導入利用(※2)	45,900	売掛金 前受収益	32,940 23,328

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 当社が行った第三者割当増資を1株につき、50千円で引き受けたものであります。

※2 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	235円59銭
1株当たり当期純利益	41円35銭

(注) 当社は、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 公募による新株式の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、平成30年4月4日に同取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、平成30年2月27日及び平成30年3月13日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、平成30年4月3日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は453,500千円、発行済株式総数は1,109,480株となっております。

- ① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数：普通株式 100,000株
- ③ 発行価格：1株につき 2,200円
- ④ 引受価額：1株につき 2,024円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額の差額は、引受人の手取金であります。

- ⑤ 払込金額：1株につき 1,657.5円
この金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年3月13日の取締役会で決定された金額であります。
- ⑥ 資本組入額：1株につき 1,012円
- ⑦ 発行価格の総額： 220,000千円
- ⑧ 資本組入額の総額： 101,200千円
- ⑨ 払込金額の総額： 202,400千円
- ⑩ 払込期日：平成30年4月3日
- ⑪ 資金の使途：サブスクリプション事業拡大を図るための自社プロダクト(Bplats®)の開発に係る資金

2. 第三者割当増資による新株式の発行 オーバーアロットメントの売出に係る発行

当社は、平成30年2月27日及び平成30年3月13日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資を決議し、平成30年5月2日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は476,270千円、発行済株式総数は1,131,980株となっております。

- ① 発行する株式の種類及び数：普通株式 22,500株
- ② 割当価格：1株につき 2,024円
- ③ 払込金額：1株につき 1,657.5円
- ④ 資本組入額：1株につき 1,012円
- ⑤ 発行価額の総額： 37,293千円
- ⑥ 割当価格の総額： 45,540千円
- ⑦ 払込期日：平成30年5月2日
- ⑧ 資金の使途：上記「公募による新株式の発行⑪資金の使途」と同様

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

ビーブラッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士	淡 島 國 和 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	中 山 太 一 印
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビーブラッツ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

ビーブラッツ株式会社 監査役会

常勤監査役

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

斉 藤 純 一 印

平 田 幸一郎 印

田 中 裕 幸 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
さいとう じゅんいち 斉藤 純一 (昭和51年5月13日生)	平成11年10月 株式会社ミナミ入社 平成18年4月 株式会社フラクタリスト入社 (現 ユナイテッド株式会社) 平成20年10月 当社入社 平成26年8月 株式会社ロイヤルゲート入社 平成27年8月 株式会社フリークアウト入社 平成28年6月 当社監査役(現任)	200株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 斉藤純一氏は、現在監査役在任中ではありますが、本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役 斉藤純一氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者 西村義典氏は、常勤監査役 斉藤純一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めに従い、斉藤純一氏の残任期間となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
にしむら よしのり 西村 義典 (昭和30年6月28日生)	昭和54年4月 株式会社資生堂入社 平成23年4月 同社執行役員 最高財務責任者 平成24年6月 同社取締役 平成26年6月 同社監査役	—

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村義典氏は社外監査役候補者であります。

3. 西村義典氏は、他社における取締役及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待して社外監査役候補者とするものであります。
4. 西村義典氏の監査役選任が承認可決された場合には、当社は西村義典氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬等は、平成29年11月14日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とする旨ご承認をいただいておりますが、当社の業績や株式価値との連動性を強め、当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆さまと共有することにより、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役に対して、年額200百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）の範囲で、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、現在の当社取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行う

ことができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の数は 200 個（うち社外取締役分 10 個）を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場

合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区内神田三丁目 4 番11号 サニー南神田ビル
サニー貸会議室 201

下車駅 JR 山手線・京浜東北線・中央線「神田駅」徒歩 4 分
丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線「大手町駅」徒歩 8 分

